

## 改正後様式

# 修正様式



## 震災損失の繰戻しによる還付請求書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	—	郵便番号	F36	—
	所在地	F06		連絡先 住所	H08	
	電話番号	F07	—	電話番号	H09	—
フリガナ (法人名)	F03		フリガナ (代表者氏名)	H06		
法人名	F04		代表者氏名	H07		
期末現在の 資本金等の額	F26		円			

令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

震災欠損事業年度	元号	年	月	日	元号	年	月	日	左記の「震災欠損事業年度」について、確定申告の場合には「1」、仮決算の中間申告の場合には「2」を記載してください。	番号
	自				至					

還付所得事業年度	元号	年	月	日	元号	年	月	日
	自				至			

区	分	請求金額(円)	※金額(円)
震災欠損事業年度の繰戻対象 震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	(1)	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	(2)	
還付所得事業年度の 所得金額	所得金額	(3)	
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	
	差引所得金額((3)-(4))	(5)	
還付所得事業年度の 法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)	
	控除税額	(8)	
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)	
	リース特別控除取戻税額	(11)	
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)	
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	
差引法人税額((12)-(13))	(14)		
還付金額	((14) × (2) / (5))	(15)	

請求期限	令和 年 月 日	確定申告書等 提出年月日	元号	年	月	日
------	----------	-----------------	----	---	---	---

還す 付る 金融 を受け よう 関 と 等	ゆう ちょ 以外	金融機関名		
		金融機関区分	1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協	
		支店名		
		本支店区分	1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所	
		預金種類	1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他	
		口座番号		
	ゆう ちょ	郵便局名(窓口受取)		郵便局
		記号番号		—

税理士署名	R01	電話番号 (税理士)	R02	—	—
-------	-----	---------------	-----	---	---

税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考
--------	---------------	-----	-------	---	---	----

# 震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- この還付請求書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この請求書には「繰戻対象震災損失金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。
- 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間（以下「震災欠損事業年度」といいます。）の前身事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限りて請求をすることができます。
- この還付請求書は、震災欠損事業年度の確定申告書の提出と同時に（仮決算の中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

(注) 平成23年3月11日を含む事業年度の法人税の確定申告書を同年7月1日前に提出した法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができますこととされています。
- この還付請求書の各欄は、次により記載します。
  - 「※ 金額（円）」の各欄は、記載しないでください。
  - 「震災欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当する番号を記載してください。
  - 「震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄イ 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す繰戻対象震災損失金額2」欄には、震災欠損事業年度の繰戻対象震災欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額5」欄の金額を限度として記載してください。

(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。
  - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。

ロ 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った繰戻対象震災損失金額又は欠損金額を記載してください。

(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額8」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「所得税の額等」欄及び「外国税額」欄の合計金額又は別表一(二)の「所得税の額」欄、「みなし配当の25%相当額」欄及び「外国税額」欄の合計金額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ 「リース特別控除取戻税額11」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。

ト 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。
  - 「還付金額15」欄には、 $[14欄 \times 2欄 \div 5欄]$ の算式により円単位まで算出した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。
  - 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。
  - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
  - 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。



繰戻対象震災損失金額に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

付表

繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書

繰戻対象震災損失金額 (別表七(一)「10の③」欄の外書)	1	円	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す繰戻対象震災損失金額	
					3	
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	2	(2)の内訳	平	・	①	円
			平	・		
			平	・	②	
			平	・		

## 繰戻対象震災損失金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
  - 2 「繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
    - (1) 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、別表七(一)の「繰越控除の対象となる損失の額 10の③」欄の外書の金額を記載してください。
    - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額2」欄には、「1」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度（以下「前2年以内
- 還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
- (注) 当該事業年度前に前2年以内還付所得事業年度の所得について、既に改正前震災特例法第15条又は法人税法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「2」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
- (3) 「繰り戻す繰戻対象震災損失金額3」欄には、「2」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に繰戻対象震災損失金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 3 平成23年3月11日を含む事業年度の法人税の確定申告書（仮決算の中間申告書は含まれません。）を同年7月1日前に提出した法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができます。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに別表七(一)及び「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、添付してください。



## 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02			
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—	
	所在地	F06			住所	H08		
	電話番号	F07	—		電話番号	H09	—	
フリガナ(法人名)	F03			フリガナ(代表者氏名)	H06			
法人名	F04			代表者氏名	H07			
期末現在の 資本金等の額			円	連絡先	郵便番号	—	電話番号	—
					住所			

令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

## 記

震災欠損連結 事業年度	自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日	左記の「震災欠損連結事業年度」について、連結確定申告の場合には「1」、仮決算の連結中間申告の場合には「2」を記載してください。	番号
----------------	---	----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	----

還付所得連結 事業年度	自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日	
----------------	---	----	---	---	---	---	----	---	---	---	--

区 分		請求金額 (円)	※ 金額
震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額 (1)		
同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	(2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
	既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	リース特別控除取戻税額 (11)		
	法人税額 ((6) + (7) + (8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
	差引法人税額 ((12)-(13)) (14)		
還付金額 ((14) × (2) / (5)) (15)			

請求期限 令和 年 月 日 連結確定申告書等提出年月日 (元号) 年 月 日

還する 付を金融 機 関 等	ゆう ちょ 以外	金融機関名	
		金融機関区分	1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名	
		本支店区分	1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類	1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
	口座番号		
	ゆう ちょ	郵便局名(窓口受取)	郵便局
	記号番号		

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—
-------	-----	--	---------------	-----	---

※記載不要 税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年 月 日	備考	
-----------------	---------------	-----	-----------	----	--

# 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- この還付請求書は、連結親法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この請求書には「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。
  - 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「震災欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求をすることができます。
  - この還付請求書は、震災欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出と同時に（仮決算の連結中間申告書において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

(注) 平成23年3月11日を含む連結事業年度分の法人税の連結確定申告書を同年7月1日前に提出した連結親法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。
  - この還付請求書の各欄は、次により記載します。
    - 「※ 金額」の各欄は、記載しないでください。
    - 「震災欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。

また、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当する番号を記載してください。
    - 「震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄
      - 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」の欄に記載した金額を記載してください。
      - 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額2」欄には、震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額5」欄の金額を限度として記載してください。

(注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。
    - 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
      - 「連結所得金額3」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。
      - 「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得連結事業年度について、既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った繰戻対象震災損失金額又は連結欠損金額を記載してください。
    - 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
      - 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
      - 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
      - 「控除税額8」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。
      - 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
      - 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第18節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
      - 「リース特別控除取戻税額11」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。
      - 「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得連結事業年度について既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。
    - 「還付金額15」欄には、 $[14欄 \times 2欄 \div 5欄]$ の算式により円単位まで算出した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。
    - 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告書において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。

(注) 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。
  - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
  - 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 留意事項
    - 法人課税信託の名称の併記  
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。



## 連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書

 連 結  
事 業  
年 度

 ・ ・  
・ ・

法人名

付表

## 繰戻対象震災損失金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書

繰戻対象震災損失金額	1	円	繰り戻す還付所得連結事業年度		繰り戻す繰戻対象震災損失金額
			3		円
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	2		平	・	①
			平	・	
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	2		平	・	②
			平	・	

(2)の内訳

# 連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が令和3年改正前東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「繰戻対象震災損失金額及び還付所得連結事業年度に繰戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、次の表の⑤の金額を記載します。

連結欠損金額（別表四の二「50の①」）	①	円
各連結法人の別表七の二付表二の二「差引震災により生じた損失の額5の③」欄の金額の合計額	②	円
別表七の二付表二の二「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった繰戻対象震災損失金額6」欄の金額	③	円
②－③（マイナスの場合は0）	④	円
①と④のいずれか少ない金額	⑤	円

- (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰戻す金額2」欄には、「1」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。

(注) 当該連結事業年度前に前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、既に改正前震災特例法第23条又は令和2年旧法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「2」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。

- (3) 「繰戻す繰戻対象震災損失金額3」には、「2」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に繰戻対象震災損失金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

- 3 平成23年3月11日を含む連結事業年度の法人税の連結確定申告書（仮決算の連結中間申告書は含まれません。）を同年7月1日前に提出した連結親法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに別表七の二及び別表七の二付表二の二並びに「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、添付してください。



適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書(旧震災特例法19、20)

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	—	フリガナ (代表者氏名)	H06		
フリガナ (法人名)	F03		代表者氏名	H07			
法人名	F04		事業種目	H02			

適格分割等を行う場合において、特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」という。）第19条第10項（第20条第17項において準用する場合を含みます。）により又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定について、令和6年旧震災特例法第20条第3項により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る 分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	

適格分割等の日	年 月 日
---------	-------

譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	譲渡年月日	年 月 日

買換資産 又は取得見込 資産	種類	
	構造	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	取得（予定）年月日	年 月 日
	表の各号の該当区分	

減額した金額又は期中特別勘定の金額	円
-------------------	---

添付明細（別表等）	
-----------	--

その他参考となるべき事項	
--------------	--

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—
-------	-----	--	---------------	-----	---	---

税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考
--------	---------------	-----	-------	---	---	----

**適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（旧震災特例法 19、20）の記載要領等**

- 1 法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあつては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は期中特別勘定を設定した場合に、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに必要事項を記載して提出してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項)	第19条第10項 (第20条第17項)
(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項	第20条第3項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、令和6年旧震災特例法第19条第8項又は第20条第2項若しくは第8項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあつては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
  - (2) 「適格分割等の日」欄は、令和6年旧震災特例法第19条第8項又は第20条第2項若しくは第8項に規定する適格分割等の日を記載してください。
  - (3) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (4) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。
  - (5) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、令和6年旧震災特例法第19条第8項（令和6年旧震災特例法第20条第8項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入される当該規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は令和6年旧震災特例法第20条第2項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
  - (6) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の  
設定期間延長承認申請書（旧震災特例法20）

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36
フリガナ (法人名)	F03			住所	H08	
法人名	F04			フリガナ (代表者氏名)	H06	
事業種目	H02			代表者氏名	H07	

所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）第20条第1項の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

申請時の令和6年旧震災特例法第20条第4項第1号に規定する特別勘定の金額

円

取 得 し よ う の と す る 容 容	種 類					
	構 造					
	規 模					
	価 額		円		円	円
	所 在 地					

買 換 資 産 の 取 得 予 定 年 月 日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日

認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日												
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

設定期間の延長を必要とする理由												
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

その他参考となるべき事項												
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—
-------	-----	--	---------------	-----	---	---

税務署整理欄	通信日付印 の 年 月 日	F12	(西暦) 年	月	日	備考

## 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書（旧震災特例法 20）の記載要領等

- 1 この申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 2 年旧震災特例法」といいます。）第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請するときに必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。  
なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 1 項又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 中段の本文欄について、連結事業年度において設けた特別勘定についてこの申請書を提出する場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号第）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 20 条第 1 項」を「令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 1 項」と読み替えてください。
  - (2) 「申請時の令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。  
なお、この申請書を提出する場合は、当欄を「申請時の令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄と読み替えて記載してください。
  - (3) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
  - (4) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
  - (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における  
期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（旧震災特例法20）

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	—	フリガナ (代表者氏名)	H06		
フリガナ (法人名)	F03		代表者氏名	H07			
法人名	F04		事業種目	H02			

所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）第20条第2項の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

## 記

令和6年旧震災特例法第20条第2項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額

円

当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
	価額	円	円	円	円
	所在地				

買換資産の取得日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

認定を受けようとする年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

設定期間の延長を必要とする理由

その他参考となるべき事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—
-------	-----	--	---------------	-----	---	---

税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考

## 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（旧震災特例法 20）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が対象期間内に所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、同条第 2 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請するときに、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 2 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額」欄には、令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 2 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - (2) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
  - (3) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。
  - (4) 「認定を受けようとする年月日」欄には、令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 2 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
  - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 2 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
  - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の  
金額の引継ぎに関する届出書(旧震災特例法20)

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	所在地	F06		フリガナ (代表者氏名)	H06	
フリガナ (法人名)	F03		代表者氏名	H07		
法人名	F04		事業種目	H02		

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第20条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

適格分割等に係る 分割承継法人等	適格分割等	番号	次のいずれかの番号を記載してください。 1：適格分割 2：適格現物出資
	法人名等		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分割等の日		年 月 日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円	
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円	
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類		
	所在地		
	規模(土地の場合は面積)		
	譲渡年月日	年 月 日	
取得する見込みである資産	種類及び構造		
	所在地		
	規模(土地の場合は面積)		
	取得予定日	年 月 日	
適用を受けることとしている表の各号の区分		号	
その他参考となるべき事項			

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —
-------	-----	--	---------------	-----	-----

税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考
--------	---------------	-----	-------	---	---	----

## 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額 の引継ぎに関する届出書（旧震災特例法 20）の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 20 条第 5 項の規定により届け出るときに、その法人が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する番号を記載してください。
  - (2) 「適格分割等の日」欄は令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
  - (4) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - (5) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (6) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日を記載してください。
  - (7) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
  - (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定  
期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書(旧震災特例法令19)

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	—	フリガナ (代表者氏名)	H06		
フリガナ (法人名)	F03		代表者氏名	H07			
法人名	F04		事業種目	H02			

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第155号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第19条第26項（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第63条第10項において準用する場合を含みます。）の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間を下記により延長したいので申請します。

## 記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額					円
取得する 予定の 買換 資産の 内容	種類				
	構造				
	規模 (土地等にあつてはその面積)				
	取得価額		円	円	円
	取得予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細					
認定を受けようとする日			年 月 日		
その他参考となるべき事項					

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—
税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考

## 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（旧震災特例法令 19）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 155 号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「令和 6 年旧震災特例法令」といいます。）第 19 条第 26 項（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号。以下「令和 2 年改正令」といいます。）附則第 63 条第 10 項において準用する場合を含みます。）の規定により令和 6 年旧震災特例法令第 19 条第 25 項各号又は令和 2 年改正令附則第 63 条第 9 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 7 項の法人が令和 6 年旧震災特例法令第 19 条第 25 項各号又は令和 2 年改正令附則第 63 条第 9 項各号に定める期間内に令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 1 項又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請するときに、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
  - (2) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
    - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
  - (3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 1 項又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
  - (4) 「認定を受けようとする日」欄には、令和 6 年旧震災特例法令第 19 条第 25 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
  - (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。